

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和4年度第3回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和5年 3月23日（木）
開催時間	10時00分 開会 ～ 12時02分 閉会
開催場所	本庁舎 中央館8階 災害対策本部室（特別会議室）
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本課長、笠尾権利擁護推進係長 福祉管理課：近藤課長 障がい福祉課：日吉援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 障がい福祉センター：高橋所長 西部福祉課：高野課長 中央本町地域・保健総合支援課：田口課長、田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：下河邊福祉事業部長、和田地域福祉部長 山本権利擁護センターあだち課長 花本基幹地域包括支援センター包括支援課長</p>
欠席者	<p>高齢福祉課：檜山高齢援護係長、菊地高齢援護係主査 生活保護指導課：星野適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○宮本課長 定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局である、福祉部高齢福祉課長の事務を取り扱っております高齢者施策推進室長の宮本です。よろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は全て一まとまりにして、席上に配付しております。内訳を申し上げますので、御確認をお願いいたします。

まず、次第、次に名簿、席次表、その後が議事資料でございます。資料1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4は①と②がございます。資料3-1が①から④までございます。3-2、3-3、4-1、4-2、4-3が①と②がございます。最後、資料4-4が①と②がございます。

不足している資料がございましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、ここで本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、出席委員数4名でございます。条例第6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承いただきたいと思います。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから御発言をお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

これ以降の進行は八杖会長にお願いをいたします。

○八杖会長 皆さん、おはようございます。とても暖かくなって、桜も物すごいスピードで咲いているようで、もう満開ですかね。お花見が、ちょっと天気の問題はあるのかもしれませんが、大変しみな時期で、今年はお花見もちゃんとできるようなことになっているようで、私も幾つか出かけてみようかなと思っているところです。

昨日はWBCもありましたし、楽しいことがいろいろある中で、成年後見制度を新しくどうしていくかというのを本日もしっかり検討してまいりたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題の1番、令和4年度成年後見制度区長申立ての利用状況について、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。よろしく申し上げます。

それでは、資料1-1を御覧ください。こちらの資料は第2回の審査会でもお示したとおり、区長申立ての審査会で審査した案件の数の統計でございます。令和2年度からの推移を取っております。前回の審査会では上半期9月までの分を報告しましたが、今回は1月までの数字ということで集計してございます。

前回同様ですけれども、大まかに表を4つに分けてございます。一番上が①高齢者ということで、次が②知的障がい者、その次、③精神がい患者、一番下が全体の合計数ということでございます。

年間の合計数というのが右から2番目の列で、色をつけたところに表示してござい

ます。高齢者の表を見ると、合計数が令和2年度には63件、令和3年度は49件ということでございますけれども、令和4年度、今年度は1月までの集計で59件という形になっています。

一番右の列の数字は、区長申立て審査会にかかった件数の中で生活保護の受給者に係るケースを再度計上したという数字になっております。ですから、令和4年度は、高齢者59件のうち17件が生活保護受給者でありました。

一番下の合計数の表を御覧ください。合計数、この上の3つの合計なのですが、令和2年度には74件、令和3年度には58件、今年度は1月までの集計で72件ということで、1月までの集計の段階で令和2年度とほぼ同じ数字になっています。この先に2月と3月分の数が付加されますので、この数字から判断すると、件数は増加しているのだというふうに判断できると思います。

ちなみに72件中、生活保護受給者は18件でございます。これは先日、ネットワーク協議会で御質問があった事項なのですが、この18件の数字のうち、生活保護廃止が前提となっている方がどれぐらいいらっしゃるのかということだったのですが、それを後日、確認いたしました。そうしたところ、この18名のうち、保護廃止予定になっていたのが8件、表には記載していないのですが、8件は生活保護廃止を前提とした検討ということになっています。

生活保護者の数字につきましては、前段のアンケートの中で、各施設とかケアマネさんのほうから、生活保護受給者は対象になっていないのではないのかという御意見を確かいただいていたと思うのですが、

実際にはこういう数字が上がっております。ただ、福祉事務所による差がちょっとあるのかなという印象を持っております。

全体としての数字なのですが、前回10月に審査会がございまして、その際には、上半期集計の時点では知的障がい者並びに精神障がい者の数が伸びていますという御説明をさせていただきましたが、下半期を通して見ますと、そちらの障がい者の発生件数はさほど増えておらず、結果的に高齢者の数がコンスタントに増えたという状況になってございます。

引き続き、資料1-2にまいります。こちらも前回御報告させていただきましたけれども、今申し上げた件数のものがどこから報告されて検討に至ったのかという、その発見元を集計したものでございます。大まかに14分類ということで分けたものをそのまま1年トータルで集計していますので、これで集計をした結果でございます。これも1月までの数字が入ってございます。

ちなみに発見元の定義というか、基準なのでございますけれども、これはずっと長期間見守っているケースであっても最終のエピソードでカウントしていますので、最後に、例えば病院からとか、最後に警察からということがあれば、ずっと包括さんが見守ったケースでも、そちらのほうの警察なり病院のカウントという形になっております。

この表を見て、あえて特徴を申し上げますと、本人とか親族からの相談により発覚したという数がちょっと落ちてきております。それに比較しまして、介護・障がい施設からのものが15件、20.8%で、伸びてきているという状態です。あとは、令和3年度は警察さんのほうがゼロ件ということだったのでございますが、現時点で警察から

のものは9件、12.5%という数字になっております。そのほか、令和3年度には8件しかなかった病院からの連絡によるものが13件で、18.1%ということになっていまして、この表を見ますと、昨年コロナによって落ち込みがあったのかなという部分が元どおりに戻ってきているのかなということが推測されます。

この表から地域包括の数字が若干下がっているように見えるのですが、これは先ほど御説明させていただいたとおり、直近のエピソードを基準に集計しておりますので、本当に包括さんのほうはずっと長期間にわたって、その方に気がついていて、ずっと見守っていますけれども、最終的にやっぱり入院して、そこから連絡が来るといいうことになる、これは包括のカウントじゃなくて病院のカウントということになりますので、そういう意味からはこの数値の減少をもって、一概に地域包括の支援活動がちょっと落ちてきているのかということとは判断ができない状況になっておりますので、その点について補足させていただきます。

以上で、本年度1月までの成年後見制度の区長申立ての利用状況についての説明を終わらせていただきます。

○八杖会長 ありがとうございます。

では、委員の先生方から御意見を伺う前に、先の一つだけ。先ほど生保の件数が非常に増えてきているのではないかというお話がありましたので、今日御参加いただいている福祉事務所の御担当の方から補足というか、最近、どういう傾向なのかとか、何が生保の方で後見利用で問題になっているのかとか、もし補足があったらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○高野西部福祉課長 西部福祉課、高野と

申します。よろしく申し上げます。

生活保護受給者の中で先ほど18件あるというお話がありまして、その中で廃止になった方が8件というお話だったと思いますけれども、金銭管理ができなくて施設にお願いしているケースであったり、その人については担当ワーカーがお金の管理をすとか、そういった状況になりがちなので成年後見の人をつけて、それがつけられれば確かに廃止になるというケースも半分ぐらいあるなというのは、実感として感じているところです。

この18件が多いかどうか、全体の72件、1月までで72件の中の18件が多いかどうかというと、何とも言えないところですが、例年そのくらいはあっておかしくないのかなと感じているところです。

以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。では、今の補足の御意見、御説明なんかも踏まえまして、委員の先生方から令和4年度の申立ての状況、また発見のきっかけのところについて御意見等いただきたいと思えます。いかがですかね。

では、私からですけど、今、生保のほうの御説明ありがとうございます。生保は自治体からお金が出ているということもあって、成年後見で必ず報酬助成も使うということになるでしょうから、併せてお金を出すということについて結構難しい問題があるということが言われていて、今、廃止ということで使わなくなったので、成年後見のほうを代わりに使っていくというやり方であれば、今のお金の問題もクリアできるということが結構言われているのですけれども、併存して使うみたいな、生保を使いながら後見制度も使うようなケースというの

は、今、福祉事務所の中で成年後見を使っていこうとか、どうしようかというお話、もし議論状況があったら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○高野西部福祉課長** 西部福祉課、高野ですけれども、確かにお金があって、例えば年金がこれから入ってくるとか、金銭管理ができなければ、そういった方については成年後見をつけて、廃止になって、自立という形になりますけれども、今おっしゃられているのは自立までいかない方のことですよ。

確かにそういう人はいることはいますよね。ただ、その人について、施設に入って、そこでずっと管理していくとか、お金がなくて成年後見をつけるというところは少ないのですが、今この数字でいうと、10件が残っているということですね。18件中の8件が廃止になっているので、10件がまだ生活保護だという状況だと思いますけれども、ある程度見込みがあるのかどうかという人も中にいるのかなと。見込みがというのは、自立できるような資産を、例えば家が売れなくて、資産を持っているけれども、それが売れなくて生活保護を受給しているという方も中にはいるのです。

ですから、それを含めて成年後見をつけて、家が売却された時点でお金になりますから、そこで今後続けていくという方もいます。純粹に生活保護を受けながら成年後見を続けているという人は、どうなのですかね、いることはいるのでしょうけれども、先ほど言ったように、何か資産があって、それが売却できないであったりする人のほうが多いのかなと私は感じているところです。

**○八杖会長** ありがとうございます。これは福祉事務所のほうで成年後見制度に積極的につないでいこうとか、それはつながないほうがむしろ、生活保護のシステムだけでやっていけるのではないかとか、いろいろな考え方があると思うのですが、そこは何か方針みたいなことが議論されているのでしょうか。

**○高野西部福祉課長** 成年後見をつけるときは診断会議を必ずやりますので、各福祉課、足立区内6か所ありますけれども、西部福祉課の中でいえば、自立に近い人でお金の管理ができない人について、成年後見をつけなければこの人は管理ができないという人につけていますね。全く生活保護の状態だけにいる人につけるということは、ほとんどないのかなと思っています。

**○八杖会長** そうすると判断能力のところで見るというよりは、本当に自立して生活ができそうかどうかというところで、利用していこうかどうかということを考えていらっしゃる。そういったことが各福祉事務所のほうで浸透しているというか、少しずつ広がっているという感じなのですかね。

**○高野西部福祉課長** そうですね。浸透しているというか、診断会議という福祉課、福祉課の判断になるので、共通の認識が、成年後見を出すときはこれですよという規則的なところは、生活保護指導課のほうできっと設けていないのかな。今日、星野さんがお休みですけれども、指導課のところやや共通認識を持つような仕組みをつくっているところです。

**○笠尾権利擁護推進係長** 権利擁護推進係長の笠尾です。私のほうから若干補足をさせていただきますのですが、今、高野さんからお話があった生活保護受給者のプログラムの関係なのですが、かつては

廃止前提のような取決めになっていたのですが、現行では、それプラス、必要がある者については対象に含めて検討するという形になっています。ただ、その部分が途中で、たしか平成29年にそれが改正されて切り替わっているはずなので。ただ、そうはいつても、全てのケースを対象にするということになってしまいますと、数が膨大になってしまいますし、それはある程度の優先順位をつけてやっていくしかないと思います。

ですから、廃止寄りのようなものから優先的にやっていくというのが実情なのではないかなと思いますけども、取決め上は、必要があれば全ての方が対象になるというルールで、現状は運営してございます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。生活保護と成年後見の関係は、ほかの自治体でもどうしていこうかということが議論されていると思いますので、引き続き、足立区でもどうしていこうかということを各部署で連携しながら考えていただければと思います。ありがとうございます。

ほか、先生方がいかがですか。今の件も含めてですけど、特段よろしいですか。このテーマ。では、お願いします。

○大輪委員 大輪です。障害年金だけの方、特に2級の基礎年金だけの方で自立するということになる、グループホームに入ったりする場合がございます、助成金等を申請してやりますけれども、ぎりぎりのラインで、どうしても病気などにかかってしまうと、生活保護受給ということが必要になってくるケースがございますので、今のように生活保護だからということで切られてしまうと、そういう方がどういふうに生活していくかということが大変困

るかなと感じることがありますので、そこも含めてきちんと御審査いただければいいなと思います。よろしく願いいたします。

○八杖会長 ありがとうございます。

今、何かコメントありますか。

○笠尾権利擁護推進係長 その辺のところは、区長申立てに係るものについては、困難事例検討会とか、区長申立て審査会の中で、単純に要否判定で否になったからすぐ廃止するというのではなくて、自立する期間がある程度確保されていないものはやっぱり駄目ですということで検討させていただいています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに意見や御質問がないようですので、議題1につきましては以上とさせていただきます。次に移りたいと思います。

議題2、令和4年度年間計画の実施状況について、事務局のほうから御説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。資料は2-1を御覧ください。横判になっております。見づらくて申し訳ございません。

こちらは毎回お示ししているものでもあると思うのですが、年間の事業計画ということになりまして、数字が幾つか入ってございますが、下のほうの4月から3月のところに入っている数字については、実際にそれを開催、実施した日にちが入っています。困難事例検討会でいうと、4月のところに6と入っていますけど、これは4月6日に開催したという形になっています。

前回ちょっと御指摘があったこともあつ

て、今回この推進計画の表の中に計画番号という欄を設けております。これはこの後、御説明させていただく課題と目標における番号を付番、同じ番号を付番しています。ちなみに、今、足立区のほうで力を入れているのはチーム支援ということで、チーム支援の番号は2番ということになっていますので、この表でいきますと、研修のところと後見人連絡会のところに2が入ってございます。

ですから、その辺のあたりを今年度は中心となって取り組んでいるという御理解をしていただければと思います。一部コロナの影響で延期したのもございますが、全般的に申し上げますと、ほぼ予定どおりに実施できている状態でございます。

その中で特徴を申し上げますと、今、言わせていただきました困難事例検討会、本来であれば毎月1回の開催の予定だったのですが、これは3月までカウントしています。ですから、年間12回の予定だったのが18回の開催になっています。そのためにこれは関連する事務処理にかなり時間がかかるなどして、一部、業務に支障を来すような状況になってきています。

あと、ネットワーク協議会については、今お話しさせていただいたように優先課題に取り組む必要があったため、2回の開催予定だったところ、これは3回開催させていただきました。この辺のところは、後ほどまた改めて別の議題のところの説明させていただきたいと思います。

こうした状況を踏まえまして、来年度もおおむね同じような状況を進めることを考えていますが、会議全般の開催回数とか開催の方法を今後、少し見直していく必要があるのかなということで検討しているところでございます。

私のほうからは以上なのですが、続きまして、権利擁護センターあだち並びに障がい担当、知的・精神の担当からそれぞれ報告をさせていただきます。それぞれの報告については、今年度こういうことに力を入れて実施したということと、あとは抱えている課題ですね、現状の課題とか、あと障がいにつきましては、この後、説明させていただくのですが、当初から立ち後れているのではないかというお話がございましたので、この辺のあたりも力を入れていきたいということもありますので、障がいについては現況と、あとはサービスの内容とか、そういうものも含めてこの機会に皆さんに御紹介させていただきたいということで、資料も用意してございますので、よろしく願いいたします。

それでは、権利擁護センターあだち、山本課長から報告をお願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本です。よろしくをお願いします。

まず、資料2-1、今、係長のほうで御説明いただいた資料の中から一部、御報告をさせていただきたいのがあだち区民後見人のところですが、今年度の8月から養成開始ということで、今回は2名の方の養成を座学からスタートしているところです。今現状は、地域福祉権利擁護事業の生活支援員としてそれぞれケースを担当していただいて、実地研修という位置づけで出ているところです。年度明け5月に最後の座学研修ということで、その座学の研修をもって研修を修了し、最終的に今日いらっしゃる委員の先生方との最終面接という形で進んでいく見込みとなっております。

1枚おめくりいただいて、資料2-2で今年度の下半期の研修関連の実施報告をさ

せていただきたいと思います。

まず1つ、親族向けの成年後見講座については、昨年度末に発起人連絡会の中で、知的障がい者の成年後見制度利用についてというテーマでお話をいただいたことを受けて、今回は知的障がい者の御家族の方、御親族の方向けにパートナーの社会福祉士の先生にお越しいただいて、実際利用しているケースの流れとか、そういったことをお話いただいた後に、参加いただいた方から個別にちょっと御相談をしたいという方にお残りいただいて、簡易な個別相談会みたいなのをあわせて開催したということで、28名の方が参加されて、個別相談は4組8名の方がそのまま御相談いただいたということになっています。

2つ目、相談・窓口（行政）職員向けの研修ということで、こちらは弁護士の森川先生に講師となっていて、自治体職員のための成年後見活用講座を実施いたしました。

3番目、これは昨年度は開催できなかったのですが、今年度は地域包括支援センター向けの研修ということで、2回、2週にわたって開催をしています。これは基幹地域包括支援センターの包括支援課さんと共催という形で、テーマの設定とか、中身について相談させていただきながら開催したものでございます。

従来より、権利擁護センターと包括支援センターの連携がうまくいっているところと、そうでないところというのは開きもあったり、権利擁護センターに相談してもなかなか制度につながらないというお声をいろいろいただいたりしていく中で、後ほどの課題と目標のところから見えてくる課題の部分もあると思うのですが、コミュニケーション不足だったりとか、制度の理解不

足というのが包括の職員の方にもあるのではないかということで、包括職員向け研修については、まず業務経験3年未満の初任者向けの研修を1つ、制度の理解というところで一発目に開催した後に、現任向けということで、割と包括における権利擁護業務の経験のある職員の方向けに、権利擁護支援ネットワークと包括の役割というテーマで、グループワーク中心に開催をさせていただきました。

それから、4つ目のところについては、後見人連絡会、今年度2回目の開催だったのですけれども、つい先日、開催したものののですが、こちらについても後ほど御説明があると思いますが、各ケアマネさんとか、包括の職員の方とか施設の方向けに取ったアンケートと、あとは地域連携ネットワーク協議会に御参加の専門職の先生方に取ったアンケートの結果を踏まえて、どういったところに課題があるのかということをし少し導き出して、それについてグループワークの中で話し合いをしていただくということで開催をしております。

先ほどもお話に出させていただいたとおり、制度の理解不足という点もありつつ、ネットワークというか、チーム支援の在り方そのものに問題があったりとか、あるいは1人の被後見人さんを取り巻くチームのメンバーの中でのコミュニケーションが不足しているために、行き違いが起きているのではないかということで、この連絡会の中では主に包括の職員の方と、あと後見人を受任して下さっている専門職の方、区民後見人の方も含めて御参加いただいて、それぞれのグループに後見人、それから支援者サイドという形にメンバーがなるようにグループ分けをして、本音というか、ぶっちゃけトークみたいなのを実際し

ていただいたところです。

今回、参加者の中にケアマネジャーさんが1人もいらっしゃらなくて、一応お声かけをさせていただいたのですが、お申込みが今回なかったというところで、次年度以降は、今回オンラインでグループワークということでやらせていただいたので、コロナもある程度落ち着いてきているところから、対面実施も含めて、引き続き、こういった意見交換の場というのは設けていきたいと思っております。

権利擁護センターのほうからは以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続きまして、知的障がい担当から報告させていただきます。お願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課の小川でございます。よろしく申し上げます。

まず、資料2-1のほうに戻っていただきまして、知的障がいの小規模講座の部分、真ん中あたりが3つぐらい連続で延期、延期、延期というふうになっています。コロナの関係といろいろ予定していたことのタイミングが合わず、3つとも延期になってしまいました。

ここで書かれている部分では、6月の障がい福祉課各援護係向けというのと、10月の「手をつなぐ親の会」に参加させていただいたものがあります。それ以外のところで、小規模講座という形ではないのですが、この後の話にもつながりますが、権利擁護支援と虐待という切り口での講座は幾つかやらせていただきました。例えばあしすとの係向け等で実施したり、民間の施設の人と協力しながらという形で実施しました。

資料2-1の補足をさせていただきますし

た。

それから、資料2-3で、知的障がい者の成年後見制度利用促進についてお話をさせていただきます。

先ほどの区長申立ての件数の部分でもあるのですが、1月の時点で10件というところで、最終的にあと3件ぐらいプラスになりまして、区長申立てでは13件が審査会にかかったということになります。前年度に比べると増えています。今後も一定数の申立て件数の増加は予想されると思います。

申し立て状況・理由等については、この13件のうちのほとんどが施設、あるいはグループホームからの支援というところでの申立てです。理由としては、家族が高齢になってきて、金銭管理や手続が難しくなってきたというものがほとんどです。1件だけ、在宅の方がありました。お父様とお二人で暮らされていた方で急にお父様が亡くなられて、その状態で保護されたというところでは、これに類するものは少しずつ増えてきている印象があります。相続関係の話もありました。それ以外に、申立て費用助成を行った親族申立ての数も少しずつ増えてきているところです。

高齢者の部分と区長申立てで大きく違ってくるところは、先ほども申し上げましたが、入所施設やグループホーム等からの要請があつてというところでは、これは当然、御本人もそうですけれども、御家族も高齢になってきていて、契約が難しい、金銭管理もなかなか難しいというところでニーズが発生しています。先ほど申し上げたように今後も一定数の件数の増加は予想されます。

では、在宅、地域を見たときどうなのかということ、地域も本当は一緒のはずなので

す。入所施設に入られている方だけが高齢化の問題があるわけではなくて、地域だって当然同じように高齢化の部分もあります。ただし、制度利用のメリットやデメリットといったところが、なかなか御家族の中で落ちてこないというのが現実的にはあります。

ここは高齢者の部分とは違って、知的障がい者の場合、ほぼ全ての方が親と子供の関係でずっと来ていた、子育てをしていた、その子育てをしていたお子さんが学校を出て、地域の作業所や施設に通所し始めたが、親御さんが支援をするという関係ではずっと同じような状況が続いており、そこにどうして成年後見制度というのが入ってくるのだろうかというところの理解が、親御さんには難しいところがあります。

親の会の会員さん向けの成年後見制度の研修に私も参加させていただいたときに、知的障がいの親御さんとしては成年後見人を自らを選ぶのだという感覚があって、何人かの中から自分が選びたいのだということです。今の申立ての仕組みでいうと、例えばパートナーさんであると、パートナーさんにいろいろ我々のほうで、こういうケースなのですけれども、いらっしゃるでしょうかということをお願いして、パートナーさんのほうでいろいろ考えて、この方どうでしょうかと言う感じで、後見候補者選りを進めていくというのが標準的なのですが、親御さんの思いはそうではなくて、親が自分の目にかなう後見人を選びたいという感覚があります。

そういう意味では、なかなか今までどおりの形での啓発では難しいと考えているところです。

地域で一定程度の通所施設等に通われている利用者の御家族にとって一番信頼でき

る人は、日中活動を支援してくれる事業所の職員さんです。この図式は変わっていないと思います。

我々としては、知的障がいの部分に関しては、少なくともそういう地域の事業所の人たちに分かっただき、そこから御家族へつないでいく、あるいは地域の事業所の職員の方々がニーズを発見していただいて、我々につないでいただく、我々もそこに積極的に関わっていく、こういう方向性が必要だと思っています。

それから、具体的な利用促進について、1年ぐらい前の第二期後見制度利用促進基本計画の中にある権利擁護支援というのをキーワードにしていったほうがいだろうなと思って、今年度それをやり始めたところです。いわゆる権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりということで、具体的にそういう網の目を張っていく支援をしていく必要があるだろうと思っています。

成年後見制度という、お金がかかる或いは専門職の方でも悪いことをする人がいるというイメージが御家族にはあります。そうだとすると権利擁護支援、御家族から見ると、御自分のお子さんがどういう形で今後生活していくのだろうかみたいところにスポットを当てたやり方がいいだろうと考えて、具体的に進めていこうと思っています。

足立区の中の知的障がい者支援の一番大きい法人のあだちの里さんと連携していこうと考えています。法人なりのニーズや高齢化が進んでいること。入所施設やグループホーム等では、金銭管理面でかなり多額のお金を施設等が管理しているという現実。この辺りをいろいろアンケート等を取りながら、成年後見制度の利用に結びつけていくことができないかということ、今

後、具体的に進めていこうと考えているところですが、

私からは以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 では、引き続きまして、精神障がい担当のほうから御報告させていただきます。

○田口精神保健担当係長 中央本町地域・保健総合支援課精神保健係、田口です。

まず、資料1-1に戻っていただければと思います。件数の推移を挙げていただいたところで、③、上から3つ目の表、精神障がい者の部分で数が載っています。令和2年は2件、令和3年は2件、令和4年が3件というふうになんてなっています。それまでは精神障がい者に係る成年後見制度の利用は毎年1件あるかないかという、とても少ないものでしたが、令和3年の途中から急に相談件数が伸びてきて、職員がどう対応するかというところも課題となっていましたので、保健師向け講座を実施いたしました。資料2-1の一番右側になります。

保健師向けに成年後見制度の知識、それから技術の部分での研修は、ここ数年コロナの関係でできないところがありました。しかし、先ほどの件数が急に増えてきたことと、新しい職員もたくさん入ってきていますので、保健師で成年後見の知識をしっかりと共有しなければいけないと考え、今年度は7月11日に、コロナがまだ収まり切っていない難しい状況でしたが行いました。昨年はとてもコロナがひどくて、計画はしたのですが、1回もできませんでした。なんとか行うことができました。

このあと、保健師への相談もまだ続いていますので、これからまた数が少しずつ伸びてくるかと思っています。保健師の技量とい

いますか、情報をしっかり入れていかなければと思ひまして、来年度以降も行う予定であります。

そして、小規模講座です。精神障がいの小規模講座に関しては、今年は2回実施いたしました。家族会向けと当事者向けです。当事者向けは、昨年度に続き、ふれんどりいという地域活動支援センターで行っております。人数はとても少なかったのですが、ゆっくり話を聞くことができ、よかった、質問がしっかりできたという感想もありましたので、当事者の方に満足いただける成年後見の紹介、情報提供ができたかなと思います。

さくら会の家族会に関しては、数年前に一度講座を行ったところだったのですが、しばらく家族会に向けての情報提供ができてなかったため、ここで久しぶりに講座を行いましたところ、とてもたくさんの方にいらっしやっただきまして、すごく勉強ができましたという御感想をいただいています。

次の資料としましては、資料2-4①を御覧いただければと思います。こちら精神障がい者が利用する制度・福祉サービスについて、今日は資料提供させていただいています。精神障がいに係るサービスが分かりにくい、ちょっと情報が少ないのではないかと、今日資料として出させていただきます。

1番に主な障がい福祉サービスということで、障害者総合支援法の自立支援給付制度のサービスを載せていますが、これは主なもの、成年後見の対象者に関連がありそうなサービスをピックアップしておりますので、これが全てではありません。ですので、右のほうにも件数がありますが、下に令和5年、直近、1月の障がい福祉サービ

ス給付件数、これは精神障がいに係る給付件数ですけど、この数と上の数を足しても一致しないというところは、主なものをピックアップしているためにそうなりますので、そこだけ御了承いただければと思います。

様々なサービスがございます。精神障がいの方は、入院されている方もいますが、地域で暮らされている方がとても多いです。手帳なり、自立支援の医療なりの制度を利用して、地域でほかの方と同じように買物をしたり、仕事をしたりという方もたくさんいらっしゃって、ここの1番に挙げている福祉サービスというのは、ホームヘルプの居宅サービスとかB型の作業所とかありますけれども、全てこれは精神障がいだけに使えるサービスではないというところだけ覚えていただければと思います。この制度は法律的には身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病の患者様皆さんに共有して使えるサービスですので、件数は精神に係る件数ですけども、いろんな方が使っているサービスであります。

このサービスを使うために支給決定というものが自治体で必要なのですが、この下に基本的な流れを出しています。左から右側に流れるような形で、サービスの利用までの流れが書いてあります。

最初に、御本人からの相談・申請が始まりまして、サービスの計画に基づいて審査をして、支給決定に至るとというのが、このサービスの流れです。来年度以降の計画にも絡むのですけれども、実はこのサービスを使っている方はたくさんいらっしゃるんですが、基本的な流れの②にサービス等利用計画案の作成というところがございます。ここで計画相談支援事業所という計画相談員が関わって、そしてサービス利用後

もモニタリングという形でずっと伴走していきます。もちろん保健師も入るのですが、サービスを利用している方の多くに、計画案のところからずっと伴走していただき生活状況、サービスの利用状況も含めて利用者の状況を把握されている相談員がいます。精神障がいの方は病状により気持ちの変動もありますので、長期的に見ていただいている相談員が、成年後見制度の知識も含めていただければ、的確なタイミングで利用促進ということができるかと思っておりますので、令和5年度は計画相談員の方々に情報提供をして、促しを進めていきたいと思っております。

足立区の成年後見制度のいろいろな会議の中に地域連携ネットワーク協議会もございますけれども、この中にも精神の計画相談員の方もメンバーとしておりますので、ぜひそこは広がりを持って進めていければと思っておりますので、このサービスを使われている方に広がっていけるといいなと思います。

裏面の2-4②のところは、今日はこちらの説明はさせていただかないのですけれども、精神に係るサービスがいろいろありまして、知らないところもあるかなと思われましたので、一度また見ていただければと思います。サービスや制度を使いながら、地域で生活される方がたくさんいるというところを知っていただければと思ひまして、資料として出させていただきました。

精神としては以上になります。

○笠尾権利擁護推進係長 以上で議題2は終了とさせていただきます。

○八杖会長 ありがとうございます。様々な御報告頂戴しました。特に冒頭、笠尾さんからお話があったとおり、今日、障がいのところについて少し意見交換が中心的に

できればというお話もございましたので、委員の先生方、今の御報告いただいた内容で、どこというのには特に問いませんので、御質問や御意見があったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。順番にお聞きしていったほうが意見は出しやすいですか、質問とか。

では、順番で聞いていきますと、最初に高齢の御報告があったかと思うのですが、笠尾さんのほうと、あとは中核機関の権利擁護センターあだちから御報告をいただいたと思えますけど、特に高齢の部分について何か御質問や御意見はございますか。特に高齢の部分は後で出てくる課題のところとかなり関わってくると思うので、そちらのほうでの議論でもよろしいかなと思えましたので、それでは高齢のところはそうしましょうかね。

そうすると次が、小川さんのほうから御説明があった知的障がいの後見制度の利用促進という、資料2-3のペーパーを中心に御報告をいただきましたけれど、その点で御意見や御質問があったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。では、大輪さん、よろしくお願ひします。

**○大輪委員** 大輪でございます。知的障がい者の全国手をつなぐ育成会の成年後見に対するアンケート調査が公表されているかと存じます。その調査によりますと、育成会特有の、第三者後見人よりも親族後見人が7割を超えているという御報告が、アンケート調査からわかると思えます。そういう意味で成年後見は知的障がいの方、やはり親族後見人への支援というのが非常に大切になってくるかなと、そこからも感じました。

これから成年後見を利用する方もいらっしゃるかと思えます。そういった方たち

は、まず親御さんや御兄弟や親戚関係の方が後見人になっているので、第三者というよりもまずは自分たちがやってみるという方向性がうかがえます。改めて、親族後見人への支援ということが必要になってくるのではないかと思います。

**○八杖会長** ありがとうございます。小川さん、今の件について何かコメントはございますか。

**○小川虐待防止・権利擁護担当係長** 障がい福祉課の小川です。アンケート的にはそういうふうな形になっているのだろうと思えます。一方で、先ほどの私の説明もあるのですけれども、親と子供という形で接してきたときに、どこのタイミングで後見制度の利用が必要なのかなというときに、多くの場合は相続の話になってきたときに、後見制度の利用というのが必要になってくるということがよく言われるところです。

そうなったときに、どうしても後見人というものの切り口が必要になってくるというのはあると思うのですが、それだけではないような気がしていて、親御さんが、例えば後見人になったときには、どうしても年齢的なことを考えると、最後まで全うすることが難しく、その次の方に引き継いでいくみたいな課題も出てくるでしょうし、きょうだいになったような場合には、きょうだいはいろいろな思いできょうだいという立場で関わっている方が多いと思うので、そういう意味では親族後見人というのが多い中で、適切にうまくやっていけるような関係性をつくりながらやっていくことが必要になるでしょうし、そこが親族間が何か変になってしまうことにもなりかねないと思うので、しっかり考えていかなければいけないと思えます。特にきょうだいの場合だと、複数いた場合に関わりの難し

さも出てくるのかなという気がしています。

親族が多いという現実はまだまだあると思うので、その辺りはこれからも視野に入れていく必要があると思っています。どうしても区長申立ての場合は、そういう人がいないようなケースが多いので、そういう意味では親族後見の後見人支援ということも考えていかななくてはいけないのかなと思っています。

以上です。

○大輪委員 ぜひよろしくをお願いします。

○八杖会長 ほかいかがですか。よろしくをお願いします。

○矢頭副会長 今の点についてですけど、最高裁のほうで今、後見監督の考え方として、総合支援型とか課題解決型、定期監督型という役割別にそういった後見監督のやり方を整理して、これは三士会も含めて協議をしたところでありましてけれども、その前提として、各地の中核機関が親族後見人の支援ができるまでの間の役割というところが明確にうたわれていますので、先ほどの7割の親族後見人のうち、どのぐらい後見監督人が選任されているのかよく分からないですけれども、できることであれば、親が後見人もしくは兄弟が後見人ということであったとしても、そこに今、小川さんがおっしゃったような支援というものが中核機関として入っていて、そして中核機関の役割としては直接的な後見人の支援ということとともに、いずれ課題が生じたときに対する情報共有とともに円滑な移行ができるような体制ができるということも目的として考えられると思うので、そういった取組を徐々に進めていく必要があるのかなと。

そういう意味においては、足立区内にお

いて障がい者の方の親族後見人がどのぐらいあるのか、そして後見人からの相談を通じて、そういった支援体制をいかに構築していくかということが今後の課題かなと思いました。

○八杖会長 ありがとうございます。小川さん、コメントがあつたらお願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課、小川です。おっしゃるとおりかなと思います。親族後見人の7割のうちどのぐらいまでが在宅なのか、どのぐらい以上がグループホームとか施設支援なのか、そこは分からないのですけれども、特に地域ということを考えてときに、今の矢頭先生のお話も含めて、障がい者支援の中におけるチーム支援の在り方ということが基本になってくるという気がします。後見人が選任されたら、そこで一丁上がりの感覚というのではなくて、むしろチームとして後見人という方が新しく生まれました。そこでふだんの支援チームの中にどのような形で位置づけられて、どのような形で一緒に考えていくのだろうかというところだろうと思います。

親族後見であると、親御さんなのか、きょうだいなのか分からないですけども、身内としての立場と後見人としての立場と、両方の立場というのはあると思いますし、そこら辺りの難しさもあると思います。障がいサービスの中でのチーム支援というのがまだまだできていないというのは現実的にはあります。ここが高齢者支援との大きな違いですし、直接関係ないことではあるのですが、高齢者支援でケアマネジャーさんがいて、ヘルパーさんがいて、いろんなサービスがあつて、そこになかなか難しいような場合、あるいは入り口のところに地域包括支援センターという仕組みがあるの

で、これは足立区の中で25か所もあって、しかもそこには専門職がそろっています。障がい施策で見たときに、地域包括に当たるような民間の専門職の人たちがいるような支援があるのかというと、これはなかなか難しいところです。

障がい者支援の歴史的な背景を見ても、親御さんがいろんなことをやり始めたというところからスタートしているという意味では、民間の通所施設以外のところでの仕組みみたいなものはできてきていないですし、それが必要かどうかの議論ももちろんあるのですが、そこも含めてチーム支援というのが出来上がってきていないところがポイントになるかなと思います。そうまくチーム支援が機能すれば、当然後見人さんと一緒に考えていくという仕組みが出来上がっていくと思うので、チーム支援という考え方をいかに浸透させていくかということも、我々の課題であると思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。じゃあ、次が精神障がい、田口さんのほうから御説明をいただきましたが、資料2-4①、あと裏面の②、またその前の保健師さんのお話とか、ここら辺について御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

先ほど相談支援事業所の皆さんがもう少し成年後見制度に精通していただけると、発見、つないだらいいかどうかの気づきとか、そういったことも増えてくるのではないかというお話がありましたが、私なんかだと皆さん御存じなのかなと思っていましたけれど、実態としては成年後見制度支援事業所の皆さん、あまり御存じないということなのではないでしょうか。

○田口精神保健担当係長 中央本町地域・保健総合支援課、田口です。計画相談員の方が全くそれを知らないというふうには私は思っていないですけれども、今までのきっかけ、先ほどの分類ですね、そこから見ても相談というところを私のほうでも取り入れなかったもので、知っていると思いますけれども、なお成年後見に関して新しい知識をまた得ていただければと思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。でも、確かに考えてみると、精神障がい、重い方よりも比較的軽かったり、あるいは浮き沈みがある方が多いということになると、成年後見制度の利用と結びつけるというのがなかなか支援事業所の方々も簡単ではなくて、どうするのという悩みを持っていらっしゃるような気はしますよね。だから知ってもらおうというよりは、実態、どういう場合に使われているのかとか、そういった具体的な例をたくさん情報提供していくのがいいのかなと思いました。

年間、2件とか3件、精神の方の申立ての件数があるということだったので、何となくそれを毎年みんなで検討ができるケースのような形で整理をされて、それを少しずつ蓄積していったら、みんなで情報共有していくような取組があってもいいのかなと。

その場合に、区长申立てのときというのは、申立てをするまでの経緯でどうして申立てにつながったのかということまで止まるのですが、その後の後見人さんがついた後にどんなことが行われて、どんなことが問題になっているのかということも追いかけていただいて、そのケースの中に入れていただくと、こういうふうに使っていくのだとか、こういう課題があるのだとか

いうのを深く認識、理解していただけるのではないかなと思いました。

それは知的障がいも多分一緒じゃないかなと思っていて、知的の場合ですと10件以上毎年申立てがあって、恐らく私が困難事例検討会なんかで拝見しているケースだと、お父様、お母様が伴走していて成年後見につながったという事例はほとんどなくて、お父様、お母様がいなくなってしまうて、誰も支援者がいなくなつてつながったという事例が多いと思うのです。

だからある意味、今準備をしないと、こういう形で利用されることになるという例としてはいい例ではないかと思ひますので、それをお父様、お母様と一緒にこういった例、こういった例ということで一緒に検討していくというのは一つあるのかなと思ひました。きっとお子さんの幸福を願っていらっしゃるということは間違いないことなので、将来的にはこうなってしまうのだつたらというお考えはお持ちいただけたりするのかなと思ひました。

そこにつながるどころだけではなくて、後見人さんがついたら後にこんな支援が行われているということもケースの中に入れていただいて、それを一緒にお父様、お母様と検討してみてもよいのかなと思ひたのですが、大輪さん、どんなものでしょうか。

○大輪委員 ありがとうございます。精神障がいの方は、日常生活自立支援事業と成年後見制度をどのように使っていくか、非常に迷うところがあるかと思ひます。成年後見を利用したけれども、例えば補助類型などで代理権とか不要になると日常生活自立支援事業に移つて、そして最終的に支援がなくても自立できるようになったという事例もございますので、そういった成功事例というのか、自立に向つた事例

などを実際に提供して御説明をされると、より身近になってくるのかなと感じます。

○八杖会長 ありがとうございます。コメントあつたらお願いします。

○田口精神保健担当係長 御意見ありがとうございます。確かに、親御さんのことで申し上げますと、地域で生活しているのて、親と一緒に生活をしている精神障がいの方はとてもたくさんいらっしゃるて、親御さんからの御相談が保健センターにも来ます。

今までも家族会向けに成年後見のお話もさせていただいているのですが、そこは高齢者の担当とも連動する話ですので、親御さんにも伝えながら、御本人の今後の生活をどうするかというところと一緒に考えるというスタンスで、保健師がその部分の隙間を埋めたりとかしながら、こちらのほうも家族会向けにまたそこら辺は打っていきたいと思ひています。

先ほど先生がおっしゃつた、後見人の方がついでからというところは、チーム支援の一番大事なところであつて、つなぐだけではなくてというところは知的の方も同じですけれども、その後でどういふふうにつないで、どういふふうの後見人の方と一緒にやっていっているかというところが見えると、また御本人にも、そして保健師にも、関係者にも後見制度というものがこんなによりよく使われているといひますか、活用されている事例が浸透されるかといひのかなと思ひますので、成功事例も含めて今後まとめられればと思ひます。ありがとうございます。

○八杖会長 ありがとうございます。大輪委員からも話がありましてとおり、成年後見制度って別に使わなければならないものではないと思ひます。その方が生活して

いく上で必要なものであれば使っていただきたいと思えますし、必要なものは日常生活自立支援事業であったり、ほかの今日御説明いただいた総合支援法のサービスであったり、いろいろで生活ができていけるのであれば、それはそれでよいのではないかと思いますので、いろんな選択肢を示してあげて、それがどんなふうに使われているのかというのを一緒に考えることができるような研修会、ケース検討会、御説明、パンフレット、そんなことが工夫できるとよろしいのかなというのを考えました。ありがとうございました。

では、高木先生、お願いします。

○高木委員 公証人の高木です。未成年の知的障がい者とか精神障がい者の場合、任意後見制度が利用できないわけではないというふうにあります、実際、夫婦の親がいて、知的障がい者と子供がいた場合に双方が任意後見の受任者になって、また別の配偶者のほうが代理人となって契約を結ぶということができないわけではない。今、シンプルな言い方をしていますが、いろいろな特別代理人を選任しなくちゃならないとか、法的な問題点はあるのですが、そういうふうにして自分たち親が最後まで子供の面倒を見たいと考えて、任意後見契約を結んでいる方もいらっしゃいます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今の話に関連すると、いわゆる親心後見という名前で、御両親がお子さんの後見をどうしていこうかというのを考える、こういったいろんな検討がされているようです。これ課題もたくさんあるというふうに言われています、利益相反の問題で特別代理人を選任しなきゃいけないのではないかと、

あとは代理で任意後見契約が締結できるのかとか、いろいろな課題があるのですが、そういったことを一生懸命考えている親御さんがたくさんいらっしゃるということは間違いなことなので、そういった情報も収集しながら、親御さんは親御さんで考えている方々もたくさんいらっしゃると思うので、それでよりよいつなぎができればよろしいのではないかと思います。また、どこかで知的の方の任意後見の利用については検討できる機会があればよろしいかなと思いました。

それでは、次の議題にまいりたいと思えます。議題3「成年後見制度利用促進事業における課題と目標」の実施状況について、事務局のほうから御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。それでは、資料3-1を御覧ください。

こちらは毎回お示ししている課題と目標ということで、内部実施計画ということで位置づけてやっています。今回は、前回御紹介した後の進捗状況について説明させていただきたいと思えます。前回同様、網かけがあったり、丸とか、黒丸とかついていますけれども、凡例は最後に出てくるのですが、黒丸は実施ということで、白丸は着手中、三角が計画中的という意味となっております。

それでは、まず3-1①の中ほど、ちょっと見にくいですが、(2)の広報のところ、一部エンディングノートの完成の見込みが立ちましたということで、エンディングノートについては令和5年5月に配布ができる予定になっておりますので、それを付け加えさせていただきました。

それから、そのページの一番下のところ

で、各相談窓口の役割の再周知ということで、これもやらせていただいています。これについては後ほど御紹介するのですが、今まで中核機関の位置づけとか、こちらの権利擁護推進係の連絡先が入っていないチラシとか、様々な資料が多かったので、これを統一的に示していかなければ駄目だろうということで、これは資料の中に後で出てきますけども、中核機関ということと成年後見制度の全体的な相談についてはこちらの権利擁護推進係で受けますということで、これからは修正の機会があるたびに、表記の方法をそういう形に統一して直していこうということでやってございます。

それから、すみません、1ページめくって3-1②の一番下のチームのところ、色は塗ってないのですが、線が引いてありますけども、これは課題として、アンケートとかその結果等を考慮しまして、改めてこの課題が重要だということが位置づけられましたよということで、あえて下線を引かしていただいております。

それから次のページにいきまして、3-1③の上のほうのバックアップ体制の明確化ということで、これは高齢に関することで申し訳ないのですが、高齢に関しては先ほど申し上げたとおり、基本的にはケアマネジャーさんがいて、包括さんがいて、その後ろに基幹包括がいてというような前段を経て中核機関につながりますよという、そういうバックアップの体制があるということをいろんな研修で御説明するようにはなっています。

それから、そのちょっと下の協議会のところ、委員追加というところがありますけども、これもアンケートの結果を踏まえて、地域連携ネットワーク協議会の中でそ

ういうところの代表も入ってもらわないと駄目だろうということで、委員を2名、追加させていただいております。

それから、4の中核機関で、三角の下線の部分が記録様式の統一化と定期的な情報共有の仕組みということで、これも今後、月報方式にして、お互いに情報共有をする仕組みをつくっていこうということで、今、計画をしているところです。

そのちょっと下の各種要綱の見直しについては、助成金の要綱が4月から改正予定になっています。この改正の内容というのは、足立区長が申立てを行ったものについては、その先、将来的に転居等があったとしても、足立区のほうでずっと報酬助成の対象としますというもので、4月から変更になる予定になってございます。

それから、3-1③をめくっていただいて、④の中ほどの区長申立てのところ、対策案の中ほどで、前さばきチェックシートということで下線が引いてございますけれども、これは区長申立てに関する、前段でやっていたチェックシートがあるのですが、これは随分前につくられているのですが、時間の経過とともに実態とそぐわないとか、ちょっと抜け落ちているところが指摘されていますので、これを改めて見直して、きちんと適切な後見人制度につなげられるようなものに見直しを始めたところでございます。

一番下の相談連絡先の周知というのは、先ほど御説明したとおりとなっています。

前回からの進捗状況についてはそういう状態になっておりますが、これは国の基本計画でもうたわれていますけども、区長申立ての件数を限りなく増やすという方針でやっているわけではございません。あくまでもきちんとした体制をつくり上げるとい

うことがベースというふうに考えていますので、そのためには職員一人一人が成年後見制度の意味合いとか、意思決定支援の重要性とか、そういうものを認識した上でこの業務にまず我々が取り組まなきゃいけないと思いますので、我々自身の勉強とか、研修とかそういうものも含めまして、まず基礎的な枠組みをつくり上げたいということでやっていきたいと思っています。

続いて、資料3-2へ進みまして、アンケートの結果について、これは後見人さんですね、ネットワーク協議会の中で後見人業務に携わっている委員、回答者6名という形になっていますけども、この6名に対して取ったアンケートの結果になります。これは特養とか、ケアマネジャーさんとか、地域包括さんから受けたアンケートを踏まえて、後見人さんの側の意見もちょっと聞かないとということになりまして、急遽お願いしてやっていただいたものです。

その結果によると、直近の1年の受任件数については、高齢のほうで平均1.67、障がいのほうは0.83ということで、新規で直近で受任している件数というのはさほど多くはなかったという結果でした。

あと、区長申立ての手続等で困ることについては、財産調査とか、審判に時間を要する場合に教えてほしいとかいう話がありました。これについてできることについては、すぐ対応していきたいと思っています。法テラスの利用等の提案もございましたが、これはもう既にやっているところでございます。

次に、支援関係者への要望というところですけども、ここでは関係者間で意見が対立してエスカレートしてしまうことがあるとか、後見人がついたら終了という認識を持っている支援者がいるとか、あとは担

当者会議とかに声かけていただけない等で、チーム支援の一員として後見人さんが扱われてないのではないのかということを感じられることがあるとか、あとは身元保証、連帯保証を求められるということで、これは制度理解にもつながってくると思うんですけども、あとはここでも区民後見人の利用に関する御提案などをいただいております。

あと、チーム支援がうまくできてないのはどういう事例ですかという質問に対しては、これは他区の事例ということでしたけども、ちょっと威圧的な言動を繰り返す家族がいる方の事例で、区のほうから協力が得られなくて、方針の決定にちょっと苦労しましたという事例、あとこれは障がいの事例ですけども、本人、親族も非協力的で、社会資源も脆弱で、支援体制が整いませんとか、あとはこれも区外の事例でしたけども、障がいサービスを利用してない利用者に対しては区が支援をしませんよということで、協力が得られないという事例が挙げられました。

区のほうに求めるものとしては、さっきの事例に関するんですけども、録音設備の提供とか面談の同席、あとは中核機関にリーダーシップを執ってほしいとか、チームとの密な情報共有、障がいに関しては、先ほどちょっと話に出ましたけど、相談支援事業者がチームカンファレンスの調整をしてくれるといいなというお話も挙がっています。

それでは、成年後見制度に対して課題とされていることは何ですかという質問に対しては、担い手が足りていませんよということとか、これ障がいの事例だったと思いますけども、誤解が生じているので適切な情報提供をしていかないと駄目ですという

こととか、あとは地域包括によって、申立てにつながらないようなケースが発生しているのではないかという御意見もございました。あと、障がいについては、親たちに制度の理解を広めていく必要がある。先ほど小川係長のほうからも話がありましたけれども、言葉としては知っているけども、どのタイミングで使ったらいいか迷っている人が多いという話が聞かれました。

その他の意見としては、三職種以外の専門職も活用願いたい。これは昨今、行政書士会のほうからも通知をいただきましたけれども。あとは健康保険、介護保険の送付先変更の窓口を集約してほしいという御意見もありまして、こちらのほうは早速手配して、4月以降何とかまとめられないかということで、今、検討をお願いしているところでございます。

この結果を受けて、先般、各関係者にもアンケートを取っているのですが、それをざっくりとまとめたのが資料3-3というものになっています。

ケアマネジャーさんについて、書いてありますけれども、全般的にざっと説明しますと、ケアマネジャーさんについてはそもそも経験・知識が自分に不足しているという自覚があるので、後見人さんとのコミュニケーションで消極的になってしまう傾向があるのかなということが読み取れています。

包括さんのほうからは、チーム支援の必要性を実感して、要望するような意見が多く出てございます。

特養さんについては、使っている方が多いので、大枠で制度自体のことは理解しているのですが、詳細なことについては御理解がまだ進んでないかなということで、後見制度については皆さん御存じのと

おり、グレーゾーン的なところがございませぬ。医療同意とか死後事務とか、グレーゾーン的なところに対して、後見人さんのほうがそれぞれ対応方法が微妙に異なったりするということで、グレーゾーンなので後見人さんのほうも御苦労されて、いろいろ工夫されてやっていることと思うのですが、そういうことの違いが施設のほうから見ると、どうして違うのだろうということにつながっているのかなという意見が多くございました。

後見人さんの側からは、チーム支援を含めた制度の理解を皆さんに求めたいという意見が中心になっています。

それを踏まえまして行き着いたところとしては、そこの下に二重丸で書いてございます。まずは成年後見制度の理解が不十分なために運営上の支障が生じていますねということと、あとはお互いのコミュニケーションが不足しているために誤解が生じてしまっているということ、それからチーム支援の考え方が双方で浸透してないケースがあるということ、あとはチームがうまく機能しないときの対応方法がよく分かっていないのではないのかということに行き着きました。

先ほどちょっと説明したとおり、課題と目標の優先課題としてはチームの課題解決ということをやってきましたので、このアンケート結果とおおむね一致したということになりましたので、我々の取組方法も誤ってなかったのかなと感じているところで

す。そういうことなので、来年度につきましてもこの方向性で取組を進めていきたいと考えています。具体的には、さっき山本課長のほうから説明がありました後見人連絡会、これは後見人とそのほかの支援者がコ

コミュニケーションを図れる場ということで、前回もちょっと活用させていただいて、グループワーク等でやらせていただきましたので、こういうところで、あとはネットワーク協議会のメンバーを通じた活動によって相互コミュニケーションを活発化したいということ、あとそれとあわせて、各種研修については継続的に実施していくって制度理解の向上を図りたいということ、あとはチームの連携強化という意味では、引継ぎの方法などもちょっと工夫の余地があるのではないかとということで内部からも意見が出ておりますので、具体的にはこういうことを中心に来年度進めていきたいと考えております。

3番については以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。この課題と目標というのが足立区の成年後見利用促進では非常に重要な位置づけのペーパーになっていて、これをこの会議を含めて関係各所でしっかり共有できる、これがとても大切ですので、ぜひ皆さん御自身の各部署にお持ち帰りいただいて、現状こうだということは共有を御自身の周りの方としていただきたいと思っております。

たくさんのお話ありがとうございました、特にチーム支援についての検討や課題について、アンケートの結果なども踏まえてたくさん御報告をいただいたと思います。チーム支援のところにもまず少し絞って御意見、御質問等あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

チーム支援はいろいろな自治体で試みていますが、結構難しい。皆さん、ハードルにぶち当たっているという感想は多い気がしています。もともとの問題点として、みんなが思っているチーム支援というのがみんなばらばらというのがあるようです。後

見人としては、チーム支援ってこうだよ、こうしてほしい、また自治体としてはこうだよ、ケアマネさんとしてはこうだよ、みんなばらばらなので、何かそういった共通の認識みたいなことが必要ではないかということが、昨日、別の自治体の会議にも出ていたのですが、出ておりました。そこではチーム支援に御協力をと、チーム支援とは何みたいな、そういった1枚のチラシみたいなものをつくって、それをいろんなところで共有していけば、認識が一つになってくるのかなと意見交換もされておりました。

先ほど笠尾さんのほうからは、共有の方法としてネットワーク協議会とか、研修等というお話もあったかと思えますけれど、そもそも共有するチーム支援って何かということをもう少し足立区の中でも整理、検討していかないと、誤解とかコミュニケーション不足が生じてしまうのではないかと率直に感じました。

あと、課題としてよく挙がっているのは、ケアマネさん、特に自分がされている、同じ話になってしまうかもしれませんが、サービス担当者会議が後見人さんの入ったチーム支援と同じものではないという認識がかなりあって、要するにチーム支援をしているという認識がケアマネさんにはないというのはちょっと変なのかもしれないけれど、意識が少し違うって言ったらいいのかな、やっていることは同じだと思いますし、サービス担当者会議は典型的なチームでして、そこに成年後見人さんがメンバーとして加わるという方法が一番シンプルな感じもするのですが、その考えがあまりケアマネさんとしてはないのではないかとみみたいなこともちょっと議論として挙がっていたのですが、どうですか

ね。花本さんなんか、どうですか。

○花本基幹地域包括センター包括支援課長 基幹地域包括支援センター包括支援課の花本です。

もしかしたら、後見人さんをチームと捉えずに、御本人に代わって決定してくれる人みたいに捉えてしまう支援者がまだいるかなと思ってまして、支援者もいろんな、先ほど会長おっしゃったみたいにチーム支援のイメージがちょっとすり合っていないのかなというイメージはします。今年度、包括向けには笠尾係長にも研修をしていただいて、チーム支援ってこういうことだよと図で示してもらって御説明はして、そこで初めて、そうなんだってすとんと落ちた方もいらっしゃるれば、長年の積み重ねの中で、後見人さんをチームではなくて、御本人に代わって決定する人という付き合い方をしているケアマネさんや包括の職員がまだまだいるかなと感じています。そのイメージがもう少し明確になるといいのかなと感じています。

○八杖会長 ありがとうございます。笠尾さん、コメントありますか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。この話になると、意思決定支援というところに踏み込んでいく必要があるのかなと思っています。そもそも包括的に代理する人が後見人というわけではないので、ガイドラインに従って意思決定支援をなさいよという話で、その中には当然、チームでという話が出てくるので、その辺りの根本的理解が進まない、そこになかなか行きつかないのかなということが想定できると思います。

○八杖会長 ありがとうございます。確かにチーム支援会議の中で、これは意思決定支援を行うことも多いはずですよ。です

から、そのことも一緒に考えていかなければいけないのかなと思います。

大輪さん、突然振って申し訳ないですけど、意思決定支援、私は福祉関係者、医療関係者の方もあまり浸透してない気がしていて、それゆえチーム支援の中で意思決定支援をしていこうというのが広がらず、先ほどの花本さんの話も含めて、後見人さんが決めてくれるという感じになりがちなかなとちょっと思っているのですけれど、どうやってチーム支援を広げていったらいいと思われませんか。

○大輪委員 ありがとうございます。私も感じているところです。在宅などのサービス担当者会議は本人宅で行われて、本人を中心にして、本人もチームをイメージできるような仕組みになっているかと思うのですが、施設の場合、まだ特養とか病院とかもそうなのですが、本人不在のサービス担当者会議が非常に多うございます。

そうなったときにチーム支援を、本人は意識できないということもありますし、ましてやそこに必ず小さな意思決定支援があり、このサービスでいいですよ、こういう支援でいいですよという本人の意思の確認というのが行われずに、本人はこう言っていましたと言いながらプランを立ててきて、そこで決定してしまう。最後の承認は本人にはないのです。そういうことがあたりまえにチーム支援と言われているのではないかと思います。

まず前提として、何らかの事情で出席できない場合を除いては、必ずそこに本人がいるということを前提としていくことがとても大事なのではないかと考えております。

○八杖会長 今のお話を踏まえても、チーム支援というのが何なのかというのが、恐

らくそれぞれの職種でちょっとずつずれていく感じがすると思うのです。だから御本人が入るということが、チーム支援の一つの大きな考え方だというのであれば、それを広げていかなければいけないと思うのですけど、どうやって広げていったらいいですかね。みんなばらばらなのを共通認識にしていかなければいけないと思うのですけど、どうしていったらいいですかね。

**○笠尾権利擁護推進係長** 権利擁護推進係長の笠尾です。手前みそで申し訳ないですけど、意思決定支援というワードを結びつけるツールとして、エンディングノートを活用させていただきたいと考えています。これは利用者側には特にその言葉を伝える必要はないと思うのですけども、それを使う支援関係者にはそれを使って意思決定支援というワードをきちっと知っていただきたいということで、5月に配布予定されている、それをまた一つのツールとしてそういうものに結びつけていけたらいいなと考えています。

**○八杖会長** そうすると、どうやってエンディングノートを使っていくかという共通認識とか目的とか、それをしっかりケアマネの皆さんに伝えたいですね。

**○笠尾権利擁護推進係長** まずは包括の方にきちっと理解していただくということで、実はエンディングノートは5月に出ますという話が大分外に漏れていますので、包括さんのほうから終活の教室に来て説明してほしいという話も何件か受けています。ですから、そういう活動も通じて、利用者だけではなくて、その際に包括さんそのものに対してもきちっと説明をしていけるような体制になればいいなと考えています。

**○八杖会長** ありがとうございます。御意

見等あればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○大輪委員** もう一つは、サービス担当者会議でも、ちょっとした会議でもいいのですが、記録をつくるということがとても大事だと思うのです。どういうことが話し合われてどういう結果になって、それをどういうふうに役割分担したということが記録に残っている。それをみんなでシェアするということがとても大事で、記録というものがとても大事な役割を担うのではないかなと考えます。

**○八杖会長** ありがとうございます。花本さん、どうぞ。

**○花本基幹地域包括センター包括支援課長** 基幹包括の花本です。ちょっと前にもこんなお話ししたかもしれないのですけれども、取りあえずまず取っかかりは区長申立てに関わるころから始めたいと思っています。チーム支援の最初のステップとして、区長申立ての場合には後見人さんの顔合わせ会議と引継ぎ会議がありまして、今その引継ぎ会議の会議次第みたいなものを少し形式化しようかなと思っているのです。

後見人さんは何をする人かというところをそこで改めてもう一度確認をして、御本人のいないところで物事を代わりに決めてもらう人ではなく、御本人も含めて、御本人が抱える課題についてみんなでどういふふうで解決していこうか、一緒に考えられるような役割分担の確認というのを、まずチームが形成される最初の段階で確認できるような標準様式みたいなものをまずつくり、そこからスタートという流れを区長申立てでまずつくります。それが少し浸透してくれば、区長申立てに限らず、いろいろな後見人さんがつくところでもぜひ活用してくださいということで、包括支援センタ

一やケアマネジャーさんにも広めていくことはできるかなと考えております。その辺りはこの課題のところにも書かせていただいているのですけれども、課題と対策のところでもちょっと進めていきたいと思っております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今、大輪さんのほうから記録という話が出て、それを共有という話が出たと思うのですが、今、花本さんから御説明いただいたものを記録としてつくって、後見人さんやチームの皆さんにもお渡しするというやり方と聞いていいのですかね。

○花本基幹地域包括センター包括支援課長 そうですね。まずは次第として御用意しますが、会議の結果は会議の結果でどなたかが、通常はそこでやる会議は権利擁護推進係さんが最終的な引継ぎ会議では中心になるのですけれども、包括も関わってくる部分でありますので、誰かしらが記録を取って、そこで共有を皆さんでして、確認をしていくというふうにできればいいなと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。それで共通認識になるということが一つあるように思いました。

もう一つ、ですから今の記録をつくるということだと、記録の用紙、フォーマットをどうつくっていくかというのがとても重要で、誘導するわけじゃないですけど、そこに項目があるとみんな書くのですよね。項目がないと書かないということになると思うので、例えばチームという項目をしっかり設けていただければ、みんなチームなのだと、それが誰なのとか、そういったことを書くようになるでしょうし、チーム支援上の課題みたいな項目があれば、

そこに書けば、これが課題なのだという共通認識にもなると思うので、今、花本さんから御説明いただいた引継ぎの会議の議事録的なものについてもそういうフォーマットにしていきたいと思っております。

あとは首長申立ての今日いろいろなフォーマットのお話もあったかと思っておりますけれども、その中にチームという欄があって、首長申立ての前さばきシートだったかな、そういったときにあることが確認されて、誰なのかと分かっているのかとか、自動的に書き込めるような感じにしておくのかな、チームを意識するようになるのかなとちょっと思いました。

我々はいつまでも仕事をこの場でできなくて、人がどんどん替わっていくというのが自治体の皆さんや社協の皆さんのお仕事だと思うので、人は替わってもその欄が残れば、皆さんを誘導するわけではないですけど、自動的にそれを検討していくという形でうまくつなげていくことができるのかなと思しましたので、ぜひ用紙、フォーマットをどうするのかということも併せて御検討いただければよいかなと思しました。

今、課題と目標の話をしておりますけれども、アンケート結果もいろいろ有益なものが出ておまして、その点も含めて何か御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。今の記録に関連してですけれども、実はこのアンケート結果、資料3-2の④チーム支援をうまくできていない事例の一番上が実は私の事例でして、これで他区とちょっともめていまして、息子の情報を我々が共有するということについて、いわゆる個人情報保護条例の関係上、私は息子に承諾をもらってほしい

という要請をしたところ、その区ではチームの中で共有するのみにとどめて、第三者提供、いわゆる本人にもその旨を知らせない形で、話をしないでくださいという対応なのです。ですので、それだと私が何らかのときに、本来知り得ない情報を息子にしゃべってしまうおそれがあるので、ちょっと困るなという話もしたところ、それは気をつけてくださいというお話でございました。

特殊な事例としてはやむを得ないのかなと思いつつも、一般的な事務の流れ、システムとしては、ある程度情報の管理というものもきちんとやっていかなければいけないだろうと。そういう意味においては、みんなで共有すること、そして利用目的がこういう利用目的であるということ、これを明確に御理解いただけるかどうかは別として、そこをチャレンジする必要があるのではないのかなと思っております。

あともう一つ、その区では一切メールでのやり取りをしてくれないということで、ファクスと電話ということで、物すごい手間がかかっているのです、幸いにも足立区は区も社協さんのメールを頂戴しておりますので、そういった意味での情報のリスク管理というのはまたその部分で必要かなと思っておりますので、改めて記録を残す、情報を共有するということとともに、そういったリスク管理等も併せて考えていかないといけないと思っております。

以上です。

**○八杖会長** ありがとうございます。大切な指摘だなというふうに聞いていて思いました。情報共有というのはイコール、個人情報保護法関係ですと第三者提供ということになるので、そこがどんな場合に認められてとか、あとは安全管理措置としてどん

なことをしていかなければいけないのかということも一緒に対応しながら、先ほどの記録共有を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかいかがですかね。

時間の関係もありますので、課題と目標、毎回の審査会で取り上げていただいて、進捗状況を一緒に確認するというようにしておりますので、次回もどんな感じになっているのか、楽しみという言い方は変かもしれませんが、また内容を御報告いただいて、一緒に検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

議題3は以上とさせていただきます、議題4、その他について御説明があれば、事務局のほうからお願いします。

**○笠尾権利擁護推進係長** 権利擁護推進係、笠尾です。私のほうから、その他として2点御報告させていただきたいと思えます。1点はネットワーク協議会の開催結果になりまして、もう1点は先ほど話が出たエンディングノートの話でございます。

1点目、ネットワーク協議会のお話ですが、資料は4-1を御覧ください。これは前回、2月27日に行われたときの次第になっております。このときに今日と同じようなアンケートの結果を御説明させていただいております。ネットワーク協議会につきましては、今年度は総合コミュニケーションの活発化をしようということで、意見交換をできるだけしてもらおうという取組をその中でやっております。

それと、あとはその裏、4-2というのがございますけども、これは先ほど花本さんのほうから話がありましたけども、必ず私がどこかへ行って話すときに使っているものになっています。この図を使って、チーム支援とか中核機関はという御説明をさ

せていただいております。これに先ほどお話しした2つ、ネットワーク協議会のところの一番下のほうに居宅介護支援部会と介護保険施設（特別養護老人ホーム）というのがございます。これは今までなかったのですが、このアンケートの結果を踏まえまして新たにここに2つ追加して、来年度からこれを含めて、さらにネットワークの幅を広げてやっていく形になっております。

あと、次はエンディングノートのお話です。エンディングノートは、その次の資料4-3①②でございます。こちらのほうは新しいエンディングノートのページ割とか、内容といたしますか、その構成案が示されております。おおむねこの内容で確定しております。成年後見制度に関するものとしては、24番、ちょっと網かけしておりますけれども、そこに地域福祉権利擁護事業とか高齢者あんしん生活支援事業とともに、成年後見制度の話も盛り込んだページをつくってございまして、様々な情報をお載せしております。

その次の25番のインフォメーションとしては遺言書についてということで、こちらのほうは高木先生の意見を頂戴しまして、遺言書といっても、例外とかそういうものがたくさんございまして、単独では難しかったのですが、高木先生に見ていただいて、作成することができました。

下のほうに二重丸で記載してはありますが、今回、新しいエンディングノートについては、自分の生き方に関する記入項目を大幅に追加してございます。それを意思決定支援のツールとして役立ててもらいたいということです。あとは成年後見制度に対するインフォメーション、今言ったとおり、それを掲載して、制度のPRとしても

活用したいということです。あとは、巻末に、先ほどお話しした相談窓口を整理して一覧として載せることで、ネットワーク機能も強化できるのではないかと考えております。

最後のページが4-4①②ということで、デザインはちょっと異なりますけれども、中身としてはこういう中身の連絡先一覧という、もとの表示で統一していこうというふうに思っています。中核機関としてうちの高齢福祉課権利擁護推進係と権利擁護センターあだちということで、権利擁護推進係は成年後見制度全般のこと、成年後見制度の助成制度のこと、権利擁護センターあだちは成年後見の申立ての相談ということで、仕切りを入れさせていただいて、そういう形で表記させていただきます。こういう表記方法に、ほかのものについても統一してやっていこうということでございます。

その他についての御報告は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。3つ御報告をいただいて、まず協議会の話、エンディングノートの話、それから窓口の表記の話があったかと思えます。

協議会については、矢頭先生は御参加されているということで、もし補足等があったら、あるいは参加されて御感想などがあったらお願いできますか。

○矢頭副会長 非常に有意義な会議で、それぞれのお立場で成年後見に対する取組というものをその場で報告いただいております。またある意味では新たな気づきというものもあって、それにはそれぞれの相互理解に役立っているのかなど。特に今回のアンケート調査においては、ここでおまとめいただいているらっしゃるよう、かなり

の擦れ違いというのですか、思いの擦れ違いがあるなどというのを実感した次第です。

ですので、今後こういったことが積み重なることによって擦れ違いがきちんと修正されて、同じ方向に向いていけるようになったらいいなと思っています。

以上です。

**○八杖会長** ありがとうございます。そのための資料4-2のネットワークについてという、笠尾さんがいつも御参加されるときに配付していただいている共通の認識をするためのペーパーだと思いますので、これが浸透していくことが重要ななと思いますし、先ほど申し上げたとおり、これのチーム版、チームについてもこういうものがあると、先ほどの擦れ違い、コミュニケーションの不足というのも減ってくるのではないかなとちょっと思いました。ありがとうございます。

それから、エンディングノートが5月に完成ということですが、高木先生、遺言の部分などで御協力をいただいたということでしたが、何か御感想なり御意見なり、エンディングノートについてありましたら、お願いできますか。

**○高木委員** 笠尾さんがすごく頑張ってくれて、私としては非常に分かりやすい、その部分しか見ていませんけども、分かりやすいものになっていると思います。

**○八杖会長** ありがとうございます。分かりやすいというのはとても重要なことで、御本人にとっても、また周りの人にとっても重要なことですので、あとはできたらこれの活用をどうしていくかですね。どんなふうな活用方法で広がっていくかというところ、先ほど意思決定支援のツールとしてという御報告もありましたので、そこをしっかりと考えていきたいと思っています。

大輪さんもたしかエンディングノート作成にいろいろ別のところに関与されていて、広げ方なんかも少し御検討されたことがあるのではないかと思いますけど、御意見ありますか。

**○大輪委員** 手にしてもなかなか書き出せないというのがこのエンディングノートなので、書きやすいところから書いていいとか、一緒に書くワークショップをつくったりとか工夫をしないと、持っていてもしっかり書く方と、ただ持っていて安心する方に分かれてしまう傾向がありますので、エンディングノートを手にしたら一緒に書くような支援というのも大事ななと思います。

**○八杖会長** ありがとうございます。ぜひ御意見を参考にして、広め方について、せっかくいものができるわけですから、つくって終わりにならないようお願いしたいと思っています。

あとは窓口のペーパーを拝見しました。こうやって整理していただくと、どこに連絡したらいいのかというのが分かりやすくなるというのは本当にそのとおりで、これが広がるといいと思いますけど、ただ窓口で御担当いただく方にはたらい回しにはならないように、うちはこれ申立ての話ではないので推進係のほうにお願いしますとか、そんなことにならないように、一遍全部受け止めていただいて、必要な時期につないでいただくようなつなぎ方とか、そんなことも一緒に窓口御担当の方にはお願いをしたいと思います。どこでもそうですが、縦割りになって、たらい回しになるということはよく聞く話ですので、ぜひそうならないようお願いしたいと思います。

ということで、いろいろな議題を今日も検討してまいりましたが、最後、何か言い

足りなかったこととか、御意見とかもしあれば頂戴したいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、議題4は以上とさせていただきます。

本日の議事はこれで全て終了しましたので、進行を事務局へお返ししたいと思います。

○宮本課長 円滑な議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

議事録につきましては事務局が作成し、各委員の皆様にご確認いただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

( 閉 会 )